

加古川市監査委員 井ノ口 淳 一
加古川市監査委員 北 本 敏
加古川市監査委員 藤 原 繁 樹
加古川市監査委員 井 上 恭 子

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項並びに加古川市監査基準第20条の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

1 監査の対象

健康医療部（地域医療課、新型コロナワクチン接種推進課、市民健康課、国民健康保険課、医療助成年金課）、消防本部（総務課、警防課、救急課、指令課、予防課、防災センター、中央消防署、東消防署）、福祉部（高齢者・地域福祉課、法人指導課、生活福祉課、障がい者支援課、介護保険課）、議会事務局（議事総務課）、農業委員会事務局及び監査事務局において、令和3年度から4年度に執行された事務事業を対象に監査を実施した。

2 監査の実施期間

令和4年10月19日から令和4年12月26日まで

3 監査の方法

今回の監査は、財務に関する事務が法令等に基づき適正に執行されているか、事務事業が効率的に執行されているかについて、各課等から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

4 監査の結果

各所管の事務事業について、指摘すべき事項は見受けられなかった。